

金利先物等取引相場情報
ノンディスプレイ利用および加工データ利用について

東京金融取引所では、金利先物等取引商品にかかる相場情報の「ノンディスプレイ」利用および「加工データ」利用について、以下のように定義しています。

ノンディスプレイ利用とは：

エンドユーザー端末において、相場情報を表示する以外の形式で利用する方法を指します。(エンドユーザーとは、相場情報を受信し、利用する最終顧客です。エンドユーザーが第三者に対し配信することはありません。)

加工データ利用とは：

受信した相場情報を①独自のノウハウで編集・算出し、②元の価格等への復元が困難である情報(以下、「加工データ」といいます。))として、社内外に再配信することを指します。

ノンディスプレイ利用

・基本料金

当社と直接契約する情報ベンダーは、直接利用もしくは間接利用の料金表に基づき、基本料金が課金されます。

・目的別利用料

サーバーを介するか否かに関わらず、端末・ID ベースでのユーザー数により、ディスプレイ利用と同じ料金で課金されます。ノンディスプレイ利用者を持つ情報ベンダーは、ディスプレイ利用者と分けて報告する必要はありません。

例) 情報ベンダーA 社からエンドユーザーB 社の 10 名が相場情報を受信しているが、うち 5 名は価格を表示しておらず、損益やリスクの計算のみに用いている。

⇒ 目的別利用料 1,000 円 × 10 名 = 10,000 円

加工データ利用

加工データの配信については情報提供契約を締結する必要はありません。東京金融取引所は、加工データに関する一切について責任を負うものではありません。

例) A 社が相場情報を受信して加工データを作成し、A 社の顧客である B 社の 10 名にその加工データを配信している。

⇒ A 社は、当該加工データの配信について契約の必要はなく、相場情報利用に関する料金は発生しません。